

市有財産等活用検討会議設置要綱

(設置)

第1 全庁的な市有財産等の有効活用に向けた取組を推進するために必要な検討を行うため、市有財産等活用検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(定義)

第2 この要綱において「市有財産等」とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本市の行政財産及び普通財産
- (2) 本市が実施するイベント、講座等
- (3) 本市の印刷物、ホームページ等の有形又は無形の資産
(所掌事務)

第3 検討会議は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 個別の市有財産等の利活用方針に関すること。
- (2) 個別の市有財産等の利活用のために必要な事項に関すること。
- (3) その他、市有財産等の利活用の推進に関すること。

(組織)

第4 検討会議は、座長、副座長及び構成員をもって組織する。

- 2 座長、副座長及び構成員は、別表第1のとおりとする。
- 3 座長は会務を総理し、検討会議を代表する。
- 4 副座長は座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 検討会議は、座長が招集し、その議長となる。

- 2 座長が必要と認めたときは、構成員以外の者を検討会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第6 検討会議に、特別の事項に関する検討を分掌させるため、部会を置くことができる。

- 2 部会の名称及び分掌事務は、別表第2のとおりとする。
- 3 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
- 4 部会長、副部会長及び部会員は、別表第3のとおりとする。
- 5 部会長は、部会を代表し、部会における検討の状況及び結果を検討会議に報告する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

- 7 部会は、部会長が招集し、その議長となる。
- 8 部会長が必要と認めたときは、部会員以外の者を部会に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7 検討会議及び部会の庶務は、企画財政部において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、検討会議について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年2月10日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年1月10日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

別表第1

座長	副座長	構成員
企画財政部長	都市活力部長	総務課長 政策企画課長 財政課長 契約検査課長 地域コミュニティ課長 都市政策課長 審査指導課長 まちなか整備課長 建設管理課長 教育政策課長

別表第2

部会の名称	分掌事務
-------	------

広告事業部会	(1) 広告掲載の可否に関する事。 (2) 広告の内容及びデザインに関する事。 (3) その他、広告事業の推進に関する事。
提案審査部会	(1) 市有財産等の有効活用に係る民間提案の審査に関する事。 (2) その他、市有財産等の有効活用に係る民間提案制度の推進に関する事。
ネーミングライツ事業部会	(1) ネーミングライツパートナーの募集要項の審査に関する事。 (2) ネーミングライツパートナーの優先交渉権者の選定に関する事。 (3) その他、ネーミングライツ事業の推進に関する事。

別表第3

部会の名称	部会長	副部会長	部会員
広告事業部会	企画財政部長	政策企画課長	総務課長 契約検査課長 市民生活相談課長 人権・男女共生課長 都市政策課長
提案審査部会	企画財政部長	政策企画課長	財政課長 地域コミュニティ課長 建設管理課長 教育政策課長
ネーミングライツ事業部会	企画財政部長	政策企画課長	まち魅力発信課長 地域コミュニティ課長 人権・男女共生課長 産業振興課長 部会長が指名する関係部課長